

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法（同法第35条の2によって準用する独立行政法人通則法を含む）の規定に準拠して、国立大学法人東海国立大学機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第21期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、国立大学法人東海国立大学機構監事監査要項等に基づき、当期の監査計画及び一般に認められた監査手順に従い、役員等との意思疎通を図り、内部監査担当部署と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、部局長等や事務組織の業務責任者等から業務遂行の状況を聴取するとともに、本部、岐阜大学、名古屋大学、連結子会社において業務及び財産の状況を調査しました。

また、財務担当部署から会計に関する資料について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から監査計画と監査の方法及びその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、必要に応じて説明を受け、財務諸表（含連結財務諸表）及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）、並びに事業報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人東海国立大学機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立大学法人東海国立大学機構の業務の適正を確保するために必要なものとして定められた業務方法書所定の内容及び業務方法書に基づき整備される体制（内部統制システム）の整備及び運用の状況を監査した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実はありません。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 財務諸表等は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 事業報告書は、国立大学法人東海国立大学機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和7年6月17日

国立大学法人東海国立大学機構

監事.....西田 裕.....

監事.....中谷 聡子.....

監事.....山田 英脩.....

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。